委　託　仕　様　書

１　委託事業名

令和４年度宮崎県消費生活センターテレビＣＭ放映等業務

２　業務の目的

消費生活に係る相談窓口の利用促進、悪質商法による消費者被害の未然防止、及び消費者教育の推進等を目的としたテレビＣＭ放映等の取組みを実施することにより、県民の安全で安心な消費生活の確保を図る。

３　委託期間

契約締結の日から令和５年３月３１日（金曜日）まで

４　委託業務の内容

（１）テレビ CM の放映
（２）ラジオ CM の放送
（３）落語による高齢者等の啓発
（４）消費者教育を推進する取組
（５）その他の取組

５　委託業務の詳細

（１）　テレビ CM の放映

宮崎県消費生活センターが所有する３０秒間のスポット CM ４本を高齢者が多く視聴する効果的な時間帯（平日は夜間、土、日、祝日は、全日）に合計１００回以上放映すること。

また、パブリシティによる積極的な啓発を計画すること。

（２）　ラジオ CM の放送

宮崎県消費生活センターが所有する２０秒間のスポット CM ２本を効果的な時間帯に合計１５０回以上放送すること。

また、パブリシティによる積極的な啓発を計画すること。

（３）　落語による高齢者等の啓発

悪質商法の被害に遭いやすい高齢者や若者に対し、落語を通して悪質商法への注意喚起や被害の未然防止を広く啓発するため、テレビ等における落語番組の企画・制作・放送等の提案を行うこと。

（４）　消費者教育を推進する取組

高齢者及び若年者に対する消費者教育を推進するための効果的な取り組みの提案を行うこと。

（５）　その他の取組

県民に幅広く「悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を効果的に行うための提案を行うこと。但し、啓発グッズ作成の提案は行わないこと。

6　注意事項

（１）　業務に使用するキャラクターは、オリジナルキャラクター「アリンコちゃん」もしくは「アリンコファミリー」とする。それ以外については、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。

（２）　成果物に関する権利の一切は、県に帰属する。

（３）　成果物に係るイラスト・画像等については、当センターが指定する様式で電子データを提出すること。

（４）　業務遂行に当たっては、当センターと十分な連携を図ること。

（５）　新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した事業内容とすること。

（６）　テレビ CM の放映に際し、宮崎県消費生活センターが所有する３０秒間のスポット CM ４本中２本についてナレーション使用更新料（令和４年１０月から令和５年３月までの６ヶ月分）２４万円（消費税及び地方消費税抜き）を費用として計上すること。